

会 議 名 (審 議 会 等 名)	第5回川西市立学校校区審議会		
事 務 局 (担 当 課)	教育委員会教育振興部学校教育室(内線3385)		
開 催 日 時	平成19年1月23日(火)午後5時30分~午後7時30分		
開 催 場 所	川西市役所4階 庁議室		
出 席 者	委 員	三上和夫、米川英樹、植木壽子、足立直正、石川健次、楠本順三、片原けい子、 滝井温子	
	そ の 他		
	事 務 局	織田教育振興部長、玉邑総務調整室長、吉田学校教育室主幹、船曳学校教育室副 主幹、稲野学校教育室主査、夏目学校教育室主任	
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会 議 次 第	1 会長あいさつ 2 議 事 (1) 諮問事項の審議		
会 議 結 果	(1) 審議中(審議経過のとおり)		

会 長	<p>それでは、5回目の校区審議会を始めたいと思います。</p> <p>早速ですが、ここに出ております議題「川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則付則第3項に基づく、校区外就学希望制度の運用方法、改変効果の検証について」ということで、今回事務局から、5%限度枠の抽選に係る新たな措置の具体的取扱い、またこれをどのような方向に持って行くのかという改正方法についての提案が出ております。資料が出ておりますが、具体的取扱いそして規則一部改正部分をどのように考えるかということが今日の討論となっております。</p> <p>これは制度運用においても いろんな原則とその運用の仕方が違ってくることがあります。この提案の趣旨を事務局から説明してもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>事前にもご案内させていただきましたように、また会長からもお話がありましたように、事務局からの提案ということで、今日は資料をもとにご審議いただこうと思っている訳ですけれども。本来ですと、本日は、前回第4回までの審議を終了しまして、一定の方向付けをしていただき、答申案を作成して、答申案を検討いただくというような日程で当初予定しておったのですが…。その答申案を作成する過程の中で、正副会長会議も開催させていただき、検討する中で、審議会の方でもかなり議論になりましたが、抽選の問題、多少課題として残る部分があるだろうという話の中で、何か、制度改正というものになるかということとは別として、何か対応できることはないだろうかということで、事務局にも宿題をいただきながら、一定検討をさせていただいたわけです。その中で、抽選というのが、5%限度枠超過に対する抽選と、次の段階の受入枠における超過に伴う抽選という二段階ありますが…。当初事務局が制度を作っている段階では、受入枠については抽選があって、仮に落選をされるということでも、補欠ということをもちまして、もし後に入学を辞退する、校区外を希望していたけれどもやっぱりやめます、あるいは私学に入学するので辞退するということによって、あるいは受入枠の場合はさらに転入予定者が見込みよりも下がったというようなことで枠が広がる、というようなことの変化の中で、落選者で補欠登録していただいた方が、繰り上げができる可能性が出てきた場合に対応している、というのが制度上、規則にも規定しているわけですが…。5%限度枠については、抽選による落選者の方に対しての繰り上げ措置というのはしてこなかった。というのは、基本的に我々の元々の考え方は、5%限度枠を受けて校区外への進学を希望される方を特定する。その中で受入枠との調整を、確定者に対して図る。そして、もし抽選が実施された場合は抽選、という段階に入りますので、その時点で確定と見なさざるを得ない。もし抽選に落ちた場合に、遡ってもう一度抽選をしようということとはできない。そういう意味で、期間的な問題も含めて、5%限度枠</p>

に対しては繰り上げというのは無理であろう、というような考え方で、当初からは制度化はしておりませんでした。同じ抽選でも取り扱いが変わる、というところなのですが、今回再度検討する中で、過去の...まだ今年も含めて3年間の実績しかございませんが...その中で、抽選が起きているのは2年目と3年目の2回。今年の方はまだ入学辞退という状況には至ってはおりませんので、検討対象にはならないんですけども、少なくとも1年目の状況を見る中で、とりあえず抽選、5%限度枠で抽選となったのは、中学校で1校、その中で落選されたのが少し多くて4名。その5%限度枠の抽選で当選され、受け入れまでいかれた方の中で、その後3名ほど辞退している。そうすると、結果的には落選の4名のうち3名までは基本的に回復できたということで、可能性としては受け入れることができるという状況があったということです。そういう現実を踏まえる中で、少しでも希望を叶えることができるように、改正をすることができればということを考えまして、5%限度枠においても繰り上げ措置ができるようにしようと。ただし、ここには問題がありまして、すでに抽選を行っている場合もあり、抽選を再度行うことはできないので、こういうときはどうするのかとか。受入枠が少ない場合もありますので、抽選はなかったけれども受入枠ジャストの受入れとなっている、そうすると繰り上げとなっても受入枠の変更がなければ受け入れできないということもあります。その辺で、個々の状況によって対応を考えないといけないということになるので、その部分をどうするのかということで、今回取りまとめましたものを具体的取扱いということで、配布させていただいております。内容としては、繰り上げをまずはしますよ、ということで、その辺は受入枠の場合と同じ扱いをしております。お手元の資料で、具体的取扱いの(1)ですが、上位の者から補欠として落選者については登録しますということで、辞退等が出て限度枠そのものに空きができていう状況となった場合は、補欠上位の方から繰り上げて、まずは就学希望者とすることとなります。ここまでは問題ないのですが、あと問題となりますのが、希望されている学校があるわけですけども、その学校で受入可能人数が、とりあえずOKですよ、問題もなく、抽選もありませんでしたよということで済んでいる場合、その場合に当然抽選はありません。その場合に二つケースがありまして、一点目が繰り上げによって就学希望者になった方を含めて、例えば繰り上げによって1名追加しましたよという場合でも受入可能人数は超えませんというときは、当然そのまま就学予定者として希望校が就学指定校となります。その次のケースとしては、受入枠を超えてしまいますよと、例えば受入枠が少なくて5人しかなかった、繰り上げによる就学希望者の方を含めると6人になって、改めては抽選はできませんからだめですよと。ただし、その方については、受入枠で抽選になった場合は補欠登録するわけですから、抽選があったものとみなして、その方は受入枠としては補欠ということで補欠

	<p>登録をしようとする。もし、受入枠の方で空きができれば繰り上げて就学希望を認めるという形になる。それが一つで、もう一つは、すでに抽選をしましたよというケースがある。その場合には、当然抽選は終わっているという中で、補欠の方は決まっているわけですが、3人まで補欠の方がおられれば、最下位の4番目のところに補欠として登録しようということ、その後は受入枠の部分での繰り上げ措置の対応となります。もちろんこの繰り上げ措置によって、必ずしも希望どおりにはならないというケースもありますけれども、それは受入枠の繰り上げの場合も同じですので、少なくとも可能性が最後まで継続するということがあります。ただ受入枠の方で繰り上げを認めていく場合に、期限をつけております。規則上は「教育委員会が別に定める日」という形になっておりますので、規則上期日を明示しているわけではないのですが、運用上は2月末日をもって繰り上げ措置は終了します。3月になって繰り上げができるというような状態がもし生まれたとしても、対応できないということです。同様に5%の場合も2月末日が最終期限となります。これは、すでに説明させていただいたかと思いますが、学級編成という作業がありまして、翌年度の学級数を確定していくという作業がございます。その辺の関係があるということが一点と、それと中学校では...小学校はもっと早いんですが...遅くとも2月中には必ず私立等の試験の結果が出ますので、このことも踏まえて2月末日としております。</p> <p>こういう形で、5%限度枠についても繰り上げ措置を認めていこうということであり ます。</p> <p>会 長 繰り上げに関する具体的取扱いと規則にすればこういう形になるという説明があったわけですが、この繰り上げ措置をとることによって、前から運用している制度に対してどういう影響、効果を持つのかということとどのように判断するかということだろうと思うのですが。文言の問題とかを出してもらい、かつ制度変更についてのご意見という格好で話をさせていただければと思います。その上で、様々な判断が出てこようかと思 います。</p> <p>委 員 意見でなく、質問から入りたいと思います。</p> <p> 今お聞きした中で、具体的な取扱いの(1)に、当選した人が辞退して5%枠に空きができた、その後ろに補欠上位の者とありますが、この補欠上位というのはどんな形で決めるのですか。先着順ですか。</p> <p>事務局 受入枠、5%枠ともに抽選という具体的な行為があったときに、例えば10人の当選</p>
--	--

	<p>者を出すことができるときに、そこへ12名申請が出ている、いわゆる抽選対象者という場合に、我々の方は抽選は全員に順位をつけます。例えば、1番から10番の番号まで通りましたよというようなことになると、11番、12番の札をお持ちの方は落選になる。通っていく番号に順位をつけていますので、10番までの番号を持っている方が通ったということになれば11番、12番の方が落選、そうすると11番の方が上位の落選ということになります。</p>
委 員	<p>普通これだけのメンバーで抽選するときに、抽選番号を仮に先に渡したとしましょう、そのときにもう順位が決まっているということですか。</p>
事務局	<p>抽選についてはいわゆる公平性ですよね。1番でひくか2番でひくかということで権利が変わってくるということなので、学芸大方式というのがありましてそれを採用しております。ガラガラを使っているんですけども、12人申請があったときに、13個の玉を入れるんです。ひとつ余分に入れます。誰が何番目にとっても公平に番号がありますから、それで番号をひいていきます。最後に1個残ります。我々が例えば9番を引きました。ということは9番の翌番の10番からを当選番号、10番～12番、今度1番に戻って1番、2番、3番…。そうすると、7番、8番の方が結果的に落選。そのときに7番の方が先の落選。8番の方はもう一つ次に、ということで7番の方が上位という形になり、その方が落選でも1番目、8番の方が2番目という形になります。</p>
委 員	<p>よくわかりました。もうひとつはですね。当選した就学希望者が辞退等を申し入れたと。抽選して3月ぐらいのぎりぎりになって、どうしても私学の方へ行くから辞退しますというふうな、タイミングはぴたっと合いそうですか。</p>
事務局	<p>規則にも書いていますけれども、「教育委員会が別に定める期日まで」という形になりますので、今申し上げたように「2月末日まで」ということで、それを3月1日に言ってもだめ、という形にはしています。規則上は「委員会が別に定める期日まで」ということになっていますが、その日は「2月末日まで」と決めていますよということも、とりあえずは制度のパンフレットやホームページでオープンにしていますので、読んでいただければ理解していただけるような状態にはしております。</p>
委 員	<p>もう一つ具体的に教えてください。受入枠を超過して云々ということも書いてますね。この場合にこの資料の中に、3枚目ですか、「平成19年度入学に係る受入校別校区外</p>

就学希望者の状況」とありますね。ここで受入枠というのが、小学校で219人に対して希望者が36名、中学校も同様に107で36と。この受入枠をオーバーするという事は、規定上ではいろんなケースがあるからわかるんだけど、現実には起こり得る場合があるのですか。こういう受入枠をオーバーして抽選したと。この表はそういう見方をして良いのでしょ。どこを見ても、受入枠を希望者数がオーバーするなんて、常識的に考えられないなと思ってるので、それまで決めないといけないというのには理由がありますか。

事務局

各学校において受入枠を個々に当然決めていきますので、当然合計ではなくて、また、そのときそのときの年度の本来の校区の入学予定者数をまず確保しますので、その部分でいかに枠を設けるかということは、どうしても状況によって変わってくるんですね。基本的な我々の考え方として、これは教育委員会自信が受入枠というものを決めておりますので、そのいろんな考え方のご議論があるということもあるとは思いますが、とりえず基本としまして、校区の方が優先ですから、校区で人数が決まります。それによりクラスが確定されます。例えば110人予定されているとなると、3クラスとなりますね。そうすると10人、少なくとも3クラスを確定してしまえば10人枠がありますね。4クラスを超えないということを前提とすると10人枠。我々としては、クラスを基本的には超えさせない。校区外から受け入れることによって、教室が足りないというような状況には原則としてしません、ということを基本に置いている。そういう意味では、今10人の枠がありますが、校区内の転入なども見込んで、最大で、校区の中で今絶対これだけはいるのであるというのを出しました、それが110人でした。それで3クラスです。3クラスですと120人が最大ですから、10人残ります。じゃあ10人を枠としますと。基本は単純にはそうなります。ただ場合によっては、校区内で119人予定があり、枠が1名しかないということがある。その計算が正しいかどうかとも状況により変わるわけですけども、今の状況から119人見込まざるを得ない。となると、1名しかない。そうすると1名枠しかありませんというわけにはなかなかいかないんで、クラスを超えることも少し考えるんですけども。そういういろんな状況の中で、特に1年目のときに川西小学校で抽選がありました。それは受入枠が少なかったということもあったんですけども、5人という受入枠しか取れなかったんですね。ましてその学校についてはクラスを超える超えないという問題もあって、5人になってるんですが、逆にクラスを増で見込んで良いじゃないかという議論がある中で、少なくともその学校が教室を改造するスペースがなかった。それもあって。それで結果としてやむを得ず、5名しか枠を取れない。その状況で、5名の受入枠のところへ6名の方の就学希望者が

	<p>確定してしまいましたので、結果的に抽選しないといけないということで、実際川西小学校で受入枠という部分で抽選が起きています。これは既に前回の審議会でも資料をお渡ししておりますが、抽選があったと。そういう部分で、絶対的に抽選が起きないということは100%保証はできませんので。今見ていただきましたように、我々としても、それほど起きる可能性は低いだらうということも含めて、5%の繰り上げをしても問題なくいける可能性もあるという判断になっているのは確かです。ただ規定上は、可能性として、実際に起きているということも含めて、抽選が起きるということを想定しておかないと、もし起きたときにはどうするということが迫られてしまいますので、そういう意味では、現実起こった事実があるということと、可能性は当然捨てきれないという部分、その2点であります。</p>
委 員	<p>ぼんやりとはわかるんですけどね。19年度受入可能人数がありますよね。18年度、17年度、3年間眺めてみても、クラス分けで1名あたり10名あたりはない。現状では、もしそんなことがあれば、5%という枠がわけわからなくなってしまう。受入枠1名なんて。論理的にはあるが…。あんまり難しいことを言うと、若いお母さん方ですから、また難しいことを聞いたよということになってもかなわないな、というのが素朴な疑問だったということです。意見は後で言います。</p>
事務局	<p>少なくとも現状の問題は別にしまして、こういう形で繰り上げ措置を認めましょうという形でやる限りにおいて、最後までどうなるかということを想定をしますので、そういう意味で、少なくとも現実に起きる起きないという問題とは別に、理論上起きる可能性があることについては、当然規定を用意しておかなくてはいけないということもありますので。実際その規定を使うことが起きない方が我々も良いわけですけども、そういうことが起きるかどうかはわからないけれども、起きる可能性が理論上ある限りは、規定としては設けないといけないということをご理解いただきたいということです。</p>
会 長	<p>可能性があるということについて、制度の準備をしておく必要があるということの説明でした。もう一つは、現実問題として学校ごとの受入可能枠というのは、クラス定員の方から逆に決まってくるということで。両方を含めてどういう判断をするか。この提案は、可能性について最後までいろんな見通しを持てるように、段取りだけはきちっとしておくというところまでの説明を受けたということです。</p>
委 員	<p>出て行く側と受け入れる側と両方あるわけですね。出て行く側については5%の枠が</p>

	<p>あると、受け入れ側は受け入れ許容量が別にあるということですね。5%の出る行く方が、5%を超えるのが多田小学校と、川西中学校という結果。受け入れる側でキャパがあるかどうかについては、それぞれの学校によって違う、そういうことですか。</p>
委員	<p>確認なんですけれども、先ほど2月末日とおっしゃいましたね。ということは、2月末まででしたら、入る気持ちがあって抽選に入った、でもやっぱりやめたと、こういうことが可能だということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>その理由なんかについては、やっぱり聞かれるわけですか。それとも何も無条件でやめたと言えばやめる、それでその部分にまた補充を入れるということですね。それでよろしいですか。ちょっと単純に考えて、そこまでいってどうして補充を入れなければならないのかという部分がちょっと良くわからないんです。何か保護者の方から希望があったとか、それとも教育委員会の方で考えて、希望があるのであれば一人でもたくさんの人を希望どおりに入れてあげようと、そういう気持ちなんですか。</p>
事務局	<p>前回と言いますか、この審議会が始まってからずっとそうだったと思っているのですが、抽選があるということについては、この審議会の中でも議論を呼んできたと思うのですね。それは記憶に新しいと思うのですけれども。その中で、結果的に抽選そのものが、受入枠については既に繰り上げ措置はありますけれども、繰り上げ措置があるからどう、ないからどうということよりも、まずは抽選があるということに対して、2~3名程度、いわゆる少しの人数しかあまり落ちない。そんなに大量に10人のところに30人も40人も来るケースは今のところはないですからね。そういう意味では、よりそれが議論になりやすい部分があるというのは理解をしておりますけれども。例えば今年なんかでも、1名だけ落ちたということもあるんですね。非常にぎりぎりというケースも多いわけです。それで審議会の中でもかなり議論いただいたように、何か救済できるようなことはないのかというお話もあったと思うのです。そういう意味では、「原則として」というようなことで、原則で5%にすることによって5%で15人と決まっているけれども、16人でも良いじゃないかという話もあったと思うのですね。我々とする、議論していただいた中で、やっぱりそれは制度上できないであろう、ということも結論いただいたわけなんですけれども。ではあと、我々として何かできる方法ということを探れば、繰り上げしかないのですね。繰り上げを認めていない限りは救済すらない。と</p>

ころが、受入枠は既に救済はあります。ただそれが現実のものになるかどうかは別ですが、少なくとも可能性は残っている。そういう意味で、我々は、2～3名の方が、ある種可哀想という部分も含めてですけれども、なんとか救済できる道がないのかという部分で、保証はできないけれども、少なくともなんらかの変化の状況の中で、もしかしたらうまく救えることがあるかもしれないという制度作りだけではできません。ということで、いわゆる5%限度枠に関しても、繰り上げをすることによって、結果として救済できることになる。他力本願のような形とも言えますが、とりあえずは抽選で何も救ってもらえない、終わりですよということではないという形で、少しでも何らかの方法となるであろうということでのご提案であります。

委 員

ちょっと心配しているのは、ぎりぎり2月末まで繰り上げる一方で、3月、4月のぎりぎりで転入してくる子どももいるわけです。そういった場合、本当に学校によっては、たった一人入るか入らないかでクラスも変わってしまう。それで変わるということは、教室だけの問題ではなくて、先生方の人数、そんなことにまで影響してきますので。個人的な意見としては、あまりぎりぎりまで一旦行くと決めたものをやっぱりやめたで辞退されては困ると。決めた限りは入ってほしいという気持ちはあります。でなければ学校の方も、4月入学されてきたときに混乱します。

事務局

今ご指摘の部分については、その点我々も気をつけている部分もあるのですが。そういう意味で、なぜ2月末で期限を、既に受入枠の部分で切らせていただいているかというのは、今おっしゃっていただいたような状況があるからです。学級編制のおっしゃっていただいている部分についても、2月の段階では本格化しません。本格化するのは3月です。4月に何クラスになるかということの一番深い読みをしないといけないのは3月段階。その3月段階で県に協議したりとかいった作業が具体的に入ってきます。そういう意味では、2月末でストップしておけば、混乱を避けることができる。そういう意味で2月末が最大の切る期限であるということで判断をしております。校区外に限らず、新たな転入も含めて、例えば3月末に急遽転入がわかるということもあります。あるいは4月に急遽出られることが判明したということもあります。そういうことも含めて、4月に近づけば近づくほど学校が困るという部分は、当然学校も理解してますし、我々も理解してますので、それをぎりぎりの段階で、ここまでだったら我々として影響なく、校区外も含めて、転入とか転出とかそれはもう避けることができませんから、3月に入ってからでも対応はしますが、校区外の我々が選ぶ制度としての限界としては2月末であるということで判断をしております。

会 長	微妙なところでの調整可能な部分とその調整期間を2月末までと限定して運用するならば、対応可能であるという。あとは、その対応可能な部分を制度にとっての柔軟な改善と認めて善とするのか、ここまで微妙なところを最後まで全部自由にやれるように判断していかなくてはいけないのはめんどくさすぎないかとか、いろんな意味で運用上の問題はないのかとか、いろんな意見をもう少し…。
委 員	ということは期日だけではなく、人数的にも余裕を持たせてあるので、これはいけると。そういう判断ですか。
事務局	受入枠の問題そのものについては、その時点で余裕を持たせてあります。最大校区の子どもを受け入れてもここまでは受入枠を取れるであろうということで、受入枠を設定するときに注意しています。絶対というのはありませんので、ある程度先が見えない9月段階で枠を設定しないといけないので、100%というのはありませんが、ある程度前の年度の傾向なりを見ながら、校区内の人数をどれだけ近い状態で確定するかということで、気をもんでやっているつもりなんです。そういう意味では、受入枠には、余裕とは言いませんが、取り過ぎて校区の方が困っているということは、少なくとも現実にこの3年間では起きていないというもありますし…。受入枠の設定の問題も非常にややこしいんですが、出て行く学校があるわけですけども、出て行く学校に対して受け入れる学校がありますね。それも受け入れる学校は複数にまたがります。複数にまたがって受け入れる側は3校とか4校、多いときは5校もあります。それで、5%限度枠の合計が何人になるかという部分を受入枠の最大としてあります。もちろん今後兄弟優先が出てきますので、年数が経つと兄弟の人数によっては若干それでは取れない場合があるかもしれませんが、ただそれは、一校に集中するという前提での受入枠最大ですから、そういう部分ではそこまで集中することは現実的にはないんですね。やっぱり多少、5校あれば2、3校には少なくとも分かれますので、同じ学校にばかり集中することはありませんので、最大を取っても最大になることはほぼありません。将来的にどうなるかはわかりませんが、現実の経験から言うと、校区の中で、学級編制が非常に大きく左右されるということは、今のところはないと考えています。
会 長	今非常に、議論のやりとりが、一つは、柔軟にやってる制度そのもので大丈夫なのかという予測の問題がでてきた。もう一つは、この制度をわりと柔軟にやりつつ、今まではやってこれたし、今後もやっていけると思うというかなり自信に満ちた発言もございまして。こういうことができるということは、会長として申し上げますが、3年間やっ

てきて、あのような発言を言い得るところまできていることは確かなんです。ただし、これは本当に、本来制度を作ったときの出る方、入る方両方含めた制度調整をいつでも柔軟に対応したときの目標を実現したからあのように言い得るのか、もっとリスクの多いものがいっぱいあるのか、という制度そのものの中間診断というものがやっぱりできると思います。ですから今までのご質問に加えて、この制度はうまくいっているのか、あるいはこの制度はどういうことを目指していつまでということまでは達成できているのかという診断の部分是非ご意見いただければと思います。

委 員

この規則改正というところを読んだんですが、よくわからない。従来の制度が果たして柔軟に対応してうまく機能したかどうかという概括論ですけれども、今日配られた19年度、これを見ると、前年度までは前に検証したと思いますが、うまく機能しているのではないかという概括の総論が出たと思うのです。今回見ましても、19年度入学に係るまず5%枠で、就学希望申請の状況というこれを一枚、次の受入校別の就学希望者の状況、この2枚を対比して見てるのですが、5%枠という点で見ますと、抽選ありというのが小学校で1校と、それから中学校で1校、出てますね。しかし、受入校別という表で見えますと、もう抽選はなしという結果ですね。ということは、本人及びその家族の意見も、事務局の意見もさほどの差はなく機能してきたというふうに全体的には受け止めております。その間のご努力、調整がどの程度なされたかはちょっとわからないのですが、この表で見る限りはうまく機能してきたと、そしてさほど希望者も多くないし、抽選という不幸というのか不愉快というのかそういうことも起こっていない。という意味では良かったと思います。ただ、今日この配られた改正案というのが、とても読みづらい。説明はわかりました。5%枠の表を見ますと、加茂小学校、具体的に動いているのが、この表によると、この小学校の5%は6人である。それに対して実際に申請してきたのは2人である。これは当然枠内のことですから抽選はなしということに見れるのですが。次の受入枠というのと対比してみますと、これは5%枠をクリアした上で、もう一度受入校の状況と比較してみたというのが2枚目の表だと思うのですが、ここでは受入枠は加茂小で11人ということですね。5%の枠、出る枠が6人である。入る枠が11人であるということなんですね。希望者数ゼロというのはどういうふうに見たら良いのでしょうか。5%の枠のところでは、加茂小では申請者数は2人になっているのに、次の受入校の中では希望者がゼロと。ということなのか。

委 員

ここに行きたい人がゼロということですか。

事務局	1枚目の希望申請の状況については、加茂小学校2名というのは、加茂小学校から違う学校に出たいというのが2名。だから出る方しかなかった。
委員	加茂小に入りたいという人がゼロだった。この関連が頭の中ですっとしないのです。だからいろいろな誤解を生んでいるのだと思うのですね。出る方と入る方というのをもう少しわかりやすく一覧表になれば、皆さんの疑問も解けると思うのですけれども。そうしなくても、この2つの表を概括した結果、スムーズに行っているなど、こういうふうな印象を受けるということです。
委員	具体的に、出る方か受け入れるとかいう文言を使うから理解が悪くなるのであって、その学校に入りたい人が何人おるとか、というふうな表現だったらあんまり混乱しない。
委員	あくまで受け入れる側の基準に立って、抽選というものがあるわけですか、それとも出るときにも抽選がある、入る時にも抽選がある、2回あるということですか。
事務局	そうです。
会長	<p>今の議論は、委員がおっしゃったように、具体的に出る方がなんぼで、入る方がなんぼの希望で、いつでも5%枠というものが響いてくるということですね。ここは私がこんなことを言うのは変ですが、トコロテンのぐにっと出すのがありますね、あれが注射器のように機密性の高いトコロテンがあると考えたら、どこで空きが出てどこではみ出しが出るかというふうにイメージを持つことはできると思うのです。二通りのことを常にどの学校でも考える。</p> <p>制度の運用上、今後についての見通しを含めて、私は、一つ一つについて具体的イメージでの法則までは責任がありますので、捉える上での技術の説明と今までの3年間についてどういう意味をもっていたのかということと。</p>
委員	私は、三上先生とか事務局ほどは楽観的じゃないのですが、この議事が出たということは、今までの反省に立ってるわけですね。それは事実としてはみ出した人がいるということを前提として出ているわけです。今まで何もしないのなら、今後も何もなくても良いわけです。これは不幸な人が出たと、これは今年度ではないけれども、2年間の間に出てしまったと。それはひょっとしたら制度を柔軟にしたら救済が可能だったのではないかという反省の元で、今回は制度を多少柔軟にしていこうと。補欠という概念

を導入することによって、そういう不幸な人が出なくなる可能性が高かったのではないかという反省から来たものですね。今までの5%枠の柔軟性というのは完全、もちろん完全に機能したかどうかはわからないけれども、なおかつ反省すべきことはあったということから、今回の議論が始まっている。そういうふうな気がしますが、ただ、今日の資料は確かに読んでいてわかりにくいのですけれども。それはさっきおっしゃったように、どの時点の抽選なのか、受入側の抽選なのか、出る側の抽選なのかということの明記がないこともあるし、基本的に資料の作り方が悪いのではないかなと思うのです。私だったらマトリックスにします。出す方と受け入れる方を同じマトリックスで、合計欄で見たらわかるわけです。どこからどこへ行ったかがわかるわけです。マトリックスの表を作れば何の問題もないと思うのだけれど、こんなことするからややこしいんだと思う。資料の作り方をちょっと工夫されるとかなり違うかなと。例えば、加茂小から出ると、どこに出るということはわかるはずだからそれを全部わかるようにすれば良い話だから。それをすると2枚にわたることなく1枚ですぐわかる。そういうようなこととか、提案の資料の問題も、下に行けば行くほどわかりにくくなるんですよ。規則改正の第4項、第5項なんかは、理解がだんだん不確実になってきて、もう少しわかりやすい表現にならないかなと。意図はよくわかるので、そのことについての変更というのは賛成なんですけれども、それをもう少し柔らかい表現にならないですか。これしかできないですか。

会 長

少しきつい発言もございましたが、要するに制度の運用の中で、やっぱり不幸な事態もあったということを織り込んだ改善提案だという、非常にありがたい総括が一つ出ました。ただ表記の仕方については、おっしゃる通りかもしれませんが。これは見ればわかるという解決方法と言いますか、見ればわかるという表記方法、これはあるはずだと、得意な先生がおっしゃっています。もう一度書き直した方が良いかもしれませんね。ただ私もお指摘を聞いてまして、私が楽観的な方に分類されましたが、必ずしもそうではありません。出る者は、幾つか不安も含めて、不安を感じるべき論点を含めて、出る者は出てきたということですね。希望者も多いところは多かった。なので、今の時点では、あとはこの文章という問題...

事務局

正直言って法律の専門家の先生にわからないと言われるのは、非常に辛いところではあるのですが。これについては、正直言って私もこれ以上直しようがないというのは、市の法制担当に趣旨を説明して直してもらいましたので、これ以上良くなるのかどうかは理解はできないのですが...。良い表現について可能性があるのであれば、またご指摘

をいただければありがたいと思います。要は、具体的取扱いの部分について、もしご理解いただけるのであれば、それを制度化しようとしているだけです、ご容赦いただければと思いますけれども。ご議論のあった5%枠の抽選、受入枠の抽選という部分で、イメージがという部分もあったんですけれども、我々としては逆に単独で捉えている部分がありまして。何故かと言うと、基本は出る側が問題だと思うんですね。そういう意味では受入枠というのはあまり前提としていないと言うか、当たり前のこと。いわゆる学校選択制度、関東でも多くの自治体で制度化されている制度、関東以外の全国で、出る側に5%の制限を設けているような制度は皆無、ゼロです。川西市だけなんですね。そういう意味では、ある種自由校区なのか、制限と言っても、いわゆる市内全域ではなくて、ブロックを持ってますよとか、そういう程度の制限はありますけれども、自由校区制なんですね。そういう意味では、受入枠という部分で、どうしても受け入れることができない可能性もあるので、当然超えたら抽選させていただきますよという制度しかないんです。それは逆に我々からすると、この制度の当然の終末部分ですね。逆に言えば、5%というのが我々の本来の抽選、いわゆるやらなければならない抽選という部分で理解をしている。そこがあって、5%があって、抽選があったのかなかったのか、ということが大きなメイン。それで結果として、受入枠として抽選があったのかなかったのかというのは、付随的なものという形で考えている。もちろん表のイメージとしてマトリックスという考え方が確かにありませんでしたので、それを取り入れていくという、集計をしていくという意味では必要なだろうというふうに思いますけれども。ただ、対住民の方ということも含めて、我々がアピールしていかないといけないのは、5%枠がどうだったのかという結果が、一番大きなポイントかなという部分では、過去から、この3年間捉えてはきているということです。注目は浴びていないんですけれども、単純に自由に希望を出して良いですよという制度にはなっていないというところが、5%の大きなポイントですので、確かにこの部分を強調しているということはありません。

そう言いながら今回提案させていただいたというのは、繰り上げという問題は、過去において受入れとの調整の中で繰り上げということをも認めてこなかったということ、少し事務が複雑となる可能性はあるけれども、受入枠の繰り上げを認める限りにおいて、ただ受入れに対する繰り上げ措置ができる限りはその人数が増えるだけのことから、そういう部分では対応可能であるということで、どこまで遡るかということだけの問題だけでした。その遡りを、5%の抽選のところになるんですけれども。その時にケースとして、受入枠で抽選をしなかったのか、していたのかという大きな区分点があるということと、抽選をしていないけれども、受入枠が、...結果としては実際に一杯になっているということはありませんので、そんなことを想定する必要は本来ないくらいなんです

けども...制度上は、繰り上げになったら超えてしまいますよという状況になるかもしれないということを想定したという、大きく二つの区分を表現しようとしたと、我々は理解しているんですけども。それを文章に表現するのに悩んでややこしいなと思いながらやったのは事実なんですけれども。あと、繰り上げそのものが対応可能なのかどうかということですが、単に受入枠での繰り上げ措置に乗っかっているだけです。これが不可能になることは100%ないです。ただ最終的に繰り上げを待ったけど、だめだったという結果には当然なるかもしれませんが、それは受入枠の場合でも同じで、受入枠の調整者が増えただけのことみたいなことで捉えているのは確かです。

委 員 まず5%枠の希望者が多い場合ですね、抽選をする。そこでもやっぱり順番決めるんですか。出す方の抽選でも順番を決めるんですか。順番というのは、補欠の順番を。それから受入れでのクリアーをしてなければ、補欠の順番を決める。この最初の5%枠の順番と補欠の順番は学校が別ですから、当然順番は二つあるわけですね。出るのが認められて、入るのが認められなければ、二つの順番が来なければ、希望校に行けない。希望者は二つの順番を持っているわけですね。

委 員 私が最初に言ったのは、この受入枠がありますね、各学校の。さっき言ったように受け入れる方は、この数字を見る限り、抽選して補欠を置かないといけないという状況ではない。しかも、今の状況と、全然少子化の中で、もうあと3年や5年は平気だというくらいで。我々見てるのは、こちらの方が実践的には非常に見やすいです。5%枠があるのに、例えば一例挙げますと、校区がありますね。多田小は出す枠は7名だけでも、8名の希望者があって、どこへ行きたいのかというのは一覧表に出てるわけです。8名は明峰以下、8名がやっている。ところが5%枠は、こっちの表にあるように、7名しか5%枠がない。だから1名が抽選になりました。という意味では、我々受入れの抽選があるなしというのは当たり前とと思っていますから、現場感覚で。受入校での抽選というのは想定してなくて、したがって冒頭質問したように、受入校の云々というときに、頭がこんがらがないかと言ったのは、そういう意味なんです。

委 員 本来抽選でというのは受け入れる方のことがあるんですね、一般論として。ところが出て行く方で5%に縛ってあるというのは、川西独特のコミュニティの問題が絡んで、過去に大分議論したことがあるんです。したがって、出て行く方に歯止めがかけられている。だからちょっと土壌が違いますので、その辺をご理解いただかないとおかしいのではないかということになる。

委員	<p>規則の改正とか具体的取扱いでここに書いてあることというのは、受入側の心配をしているような気がするのです。特に(2)というのは、「繰り上げにより就学希望者となった者の希望校」の希望校というのは、行きたい学校のことを中心に(2)というのは書いてるのですよね。補欠として順番決めるとか、さらに追加して登録するとか。</p>
委員	<p>表記の問題が、結構多いと思うんです。内容の問題よりもむしろ表記の問題。要するに送り出し側の抽選と受入側の問題。ちょっと注釈のようなものがあると違うんですね。別にケチつけてるわけじゃないんですけど、内容的には。表記で、あるいは図示するとか、何かやってもらえればわかるかなという気がします。</p>
委員	<p>今のお話で、自分自身も法律用語は苦手なのですが、第7条は、「就学希望の申請の人数が、限度枠を超えるときは、抽選により」ということで、その7条の第3項として、新しく補欠として登録し、繰り上げができますということが書いてあるんですね。次に第9条は、受入可能人数以下のときはすべて就学するというで、第2項で、超えるときには抽選しますよという。だから、7条と9条ではっきり分けて書いてあるので、きちっと読めば取れるのかなあ、と思うんですが。</p>
委員	<p>ただ、就学希望の申請というだけではね、受入校に就学希望なのか、出て行きたいという希望なのかというのは、この就学希望という言葉からは、これ自体からはなかなか判断できない。</p>
事務局	<p>その点については、確かに具体的取扱いという中で表現を使わせていただいているのは、当初の答申ではそういう言葉は使いにくかったので、使ってないんですけども、規則ができたときに、これをどう分けるのか。5%が申請なんですけども、それが就学希望者という部分にはなるんですけども、そこで就学希望者を受け入れられるのかということを名前で言ったらどうなるのかみたいなことで、規則を作るときに、苦労をしました。そういう意味で、今規則上で取り扱っている言い方としては、就学希望者というのは5%の枠をOKになった人間を「以下就学希望者という」という形で制限してしまっているわけです。その上で、今度は受入校側に持って行くと、就学希望者という言葉は使えないので、いきなり答えとしてはそれで受け入可能人数がOKであれば、「就学予定者の就学すべき市立学校として指定する」みたいなことで逃げ切っているような状況です。規則上の就学希望者という言葉では、基本的に5%でOKになった者がすべて就学希望者であるということになっている。その辺が前提で表記をさせていただいて</p>

いるというのが確かにあるので、余計に...我々も正直言ってどうだったかなということがあるくらい...わかりにくくなってはいるんですけども。2段階あるものですから、どうしても言葉の使い分けができなくて。受入校に入った方は決定者かと言うと決定者ではないので、あくまでどこまで行っても就学希望者なんですね。ただ、規則上分けないといけないもんですから、最後まで就学希望者で言うてはいるんですけども、受入枠の段階ではいきなり今度は就学予定者として決定をしますよという言い方で逃げ切ってしまうと、そのものを何と呼ぶとは言っていないんですね。言わないことによって就学希望者という言葉は、あくまでも5%をクリアした人間だけのことだということで、逆に特定させているという形になっています。

会 長

今の説明のところで、要するに希望がある人一般ではなくて、5%枠というものをクリアして一定の有資格者として、しかし未決定者として存在しているものであるという定義があるわけですね。私は、ここの部分は、川西市の専門の担当課を通したとおっしゃるので読み直したんですけども、点線内のところも含めてかなり丁寧に用語の限定と意味付けはしている。これに欠けているのは、たぶん図式、イラスト、命名のところをゴシックで書いて、こういう人のことだと、そういうことを15字から30字ぐらいで書いてというふうにやるとかなりすっきりすると思う。すでにはっきりしていることは、先ほど事務局から提案があり、それを副会長がこういうふうになっているんだというふうに制度説明をされたところで、言ってみれば、今回は全体としての制度運用について見直した結果、繰り上げ就学希望者というものを設定する。補欠ということで登録をするという行為、そして補欠としての追加登録があるということ、この全部が時間帯を設けてステップとして書かれているということは、かなり提案としては明快なものだと思います。これは、今日の制度趣旨説明は、事務局と副会長の発言で凝集されると思います。かなり現時点で言うと、非常に柔軟な提案になっていると思います。明快な部分はそこだと思いますので。

委 員

さっきわざわざ私が質問という形で断ったのは、従来から1名、2名を、抽選で泣かすことはお互いやめたらどう？という発言はしょっちゅうしてきた。5%枠が決まって、17年度、18年度、今回19年度、3年間やってきて、17年度で多田中学校と川西小学校。これも抽選があったといっても1名か2名の問題。18年度は小中とも抽選ということはなくて終わっている。今回見ると、1名、2名の問題と。これを救う方法で非常にご苦労されて、こういう補欠という形で、5%というものを守りながら、実際に5%にはまれば良いじゃないか、というご配慮だろうというふうに見ているんですけ

れども、ここで考え方が2つありまして、今回ご提案されている5%枠の補欠による追加希望ということで行く方法が一つ。もう一つは、それであればいっそ、5%を7%なら7%にして。7%になると1名か2名の問題だと思います。5%で10名であれば、7%にしても、1名か2名。5%を7%にして、こういった補欠という救済措置をなくすか、5%でもってこういう救済措置の運用でカバーしていくか、どっちかだと。私自身は、できれば7%といっても実体的な量的概念だけであって、その制度設計に支障をきたすとは思っていないんです。それを私は、「原則として」という言葉を使ったけれども、この間こっぴどく皆様から叱られて、制度設計にあまり原則という言葉は使わない方がよいということなので。私の意見というのは、できれば7%というふうに修正して、大きな何か制度設計上、決定的にいやそれはどうしても、こういう点でということがあるのかないのか、この辺是非、ご検討願いたいという気持ちなんです。7%になれば、こういう補欠にならず、大体抽選なしで、この3年間の実績を見ると、余るんじゃないかなろうかなと、個人的には思っているんですけども。

会 長 とても明快な制度設計の議論をいただいております。2つの考え方という点、皆さんどうお考えでしょうか。これは、事務局にも委員の方にも、相当いろんなご意見があるかと思いますが。端的に言えば、我々が制度を作って検証している計画を維持していくものとして が出ている。 という考えも今後においてあり得るとのご意見。経過を踏まえた話しとしては ということです。

委 員 この制度が始まって3年ですね。まだまだやっぱり保護者の中には浸透していないと思います。そこで3年間を見て、事務局の方は自信たっぷりにうまく機能しているような、これはやっぱり数字をご覧になってのことだと思うんですけども、ただ、今後本当にこの5%で良いのかどうか、心積もりとして、この数字の枠にはまっているかいかで、うまくいっている、いってないではなしに、実際に行かれた方、出られた方、入られた方の追跡調査みたいな、それが検証結果ですね、そういう計画があるのかどうかということ、それが一つと。今7%とおっしゃいましたが、まだまだそれを今の段階で、もうちょっと救済したいから7%にいきなりするというのは、私としては少しまだ早いような気がしております。もう少し浸透して、あと2年、3年経ってから見直しを入れて、希望が多ければその希望に応じて7%にするとか、そういう少し年数が経って、きちんとした検証結果が出てからでも遅くないんじゃないかな、と思います。

 ちょっとこの表を見まして、わかりにくいです。今までの流れがわかりません。例えば数字だけでも1年目はこれだけだった、2年目はこうなって、3年目はこうだったと、

ぱっと見てわかれば、数字だけでもここはこうだからもう少し調整できなかったことを入れればクリアできるということがわかるんですけども。これはもう今年分だけですので。この表だけではわかりにくい面があります。

委 員

今制度が始まってから3年、実際には2年の経験がある。この制度は、基本的には5年ごとに検証するということが前提になります。ただし、制度が始まってからすぐの段階で少し早めにチェックする必要があるだろうということで、3年目にまず検証する。その上で5年ごとに検証すると。制度の定着の部分と、救済の部分を拡大していくというような二つの考え方が、展開されているということだと思うので。一人、二人、少数なんだけれども、その人に対しては申し訳ないことがあったのかもしれないけれども、その制度そのものがまだ認知されていない状況の方が、まだ今の段階では強いのではないかと。私は、7%にという委員の考えはよくわかるんだけど、次のステップの段階で考えても良いんじゃないかなという気がします。7%にしたら、制度の全体が壊れるかどうか、重大な影響が起きるかどうかについては、そんなに起きないだろうというふうに思います。7%で兄弟枠が拡大して行って、恐らくその倍の14%、15%の可能性がありますがね、最大限見積もって。最大限見積もって、10%以上の子どもが校区外から入ってくるというふうな考え方も成り立つわけです。そういう時でも、その程度で問題は起きないだろうと思うんだけど、それは今の時点ですべきことかどうかということが問題なんです。僕は、やはり一旦決めた制度が3年で変わったということの方のマイナスの影響の方が大きいんじゃないかなという気がします。まだこの制度で、一応重視しながら考えていった方が、住民の方にとってはプラスなんじゃないかなという気がします。

委 員

この制度が周知徹底できるというのはどういうことかと言うと、従来は5%の枠すらなかった。要するに義務教育であるが故に、全然希望したところへは行けませんよというところからスタートした。制度が徹底して行けばというのは、希望者が増える方向にトレンドしては動いていくんだというふうに僕は考えておるんです。基本的には。だから今委員がおっしゃったように、どこが良いのか知りません、ただ行けるらしいよ、となれば兄弟枠も増えてくるだろうし、ということですから。私は、むしろそういうトレンドがあるとしても、3年で果たして変えるべきか、もうしばらく見て、そういうトレンドを頭に踏まえながら、次のステップで...僕が7%と言ったのは、消費税みたいな思いつきであって、結果的に10%にした方が良いか悪いかという問題もあるんでね、徹底的にこだわる気はないんだけど...今言ったように制度の徹底を図ってから考える

	<p>べきであるという発想には、逆なんです。むしろ制度を運用していけば、増えてくる方向に行くのではなかろうかという線で、もう少し様子を見て、実際のトレンドしたところでも遅くはないんじゃないのということであれば、私は別に徹底的にこだわる気はないんですけどもね。</p>
会 長	<p>出て行く方向というところでの見通しと、全体としての制度というものをどう方向付けるのかということをご意見いただきました。</p> <p>ここは学校の先生方にも是非こういった総括発言をお願いしたいと思いますが、当然出る側っていうのは学校があるからこそ作った枠でもありますので、よろしく願います。</p>
委 員	<p>いろいろ意見を聞かせていただきまして、最初5%を決めるときはかなりしんどい思いで、地域、学校の問題そういった川西特有の事情があったということが記憶に残っているんですけども。5%を設定した場合、例えば中学であればオール3クラスにはなるのではないかなと、最低でも。そういったあたりで教員数も安定していくのではないかなということで、5%でOKかなと。5%枠でずっと浸透していくと、希望者が増えるだろうということなんですけれども、中学においては、そうそうは増えないんじゃないかな、と思います。ただ、細かい、密集した地域あるいは若干は宅地が開発されるにつれて隣接する辺りでは、かなり増加する気配も感じますけども。7%というのは、もう一度シミュレーションをして、少子化で教員が揃わないというような事態を発生させないためには、最低3クラスか4クラスは中学は要ります。そうなってくると、7%で果たして集まってくれるだろうか、そのためには魅力ある学校を作らないといけないということは重々わかってるんですけども...</p>
委 員	<p>基本的には同じような考え方、感じ方です。特に小学校の場合は、例えばうちの学校で見ても実際希望を出されているところは、住所を見れば、学校のすぐ隣の、どちらかというと本来の学校へ行くよりは、うちのほうが近い、安全である。先ほどおっしゃったように、浸透していくかどうかは正直、小学校の場合は特に思わない。子どもの安全とかが言われている中で、保護者の方も学校まで安全に通学できるのかというのが一番大きな問題ですから、そんなに増えないだろうし、今の数字を見てると、5%というのが妥当かなという感じはします。この5%枠を変えるということになれば、これはやっぱり教育制度、川西の学校をどうして行くのかという根底のところを考え直して、パーセントを変える、そこまで踏み込まないと。その結果、10%あるいは20%が適切で</p>

	<p>あるとかいうのであれば良いけれど、私達の今の感覚でいくと、5%というのはある程度ぎりぎりの境界のところに住んでおられる方の、ある意味、より適切な学校へという希望を、ということだと思いますので、今の数字で良いんじゃないかなという思いがしますし、先ほど事務局が言われた案は、ちょっとでも実現が、補欠になったからできるかどうかというのは全く別ですけども、ちょっとでもそういう道をつけておくというのは、ちょっとでも配慮されたものかなと思うんですけども。</p> <p>委員 私、5%、7%、これは適当に決めたパーセンテージであって、小学校の場合でしたら、東谷小学校を見ますと、通学上の安全とか学校が近いとかというのがあります。これは当然そうだと思うんです。東谷から牧の台小学校に行く。これは近いからね。15分も歩いて行くよりも、5分で行けると。あるいは東谷から北陵へ行くというね。そういう理由としては、5%とか7%に、地理的に考えた場合に、小学校ですよ、地理的に考えて、あまりパーセンテージにこだわらない、こだわる必要もありますけれどもね、すべて自由というわけではないにしても、地理的なことを考えたらと思うんです。それから中学校の場合に、理由その他とかいろいろありまして、ここに高校進学を考慮した、これはどこの高校か知りませんが、たぶん公立高校、一番下に出ている中学校、公立高校進学を考慮した上での選択じゃないかと思うんです。それともう一つは、校区の学校に行かせたくない。これは辛辣ですね。先生方、こんなこと言ってもらったら困りますよ。理由としてわがまま過ぎるとも言えるし、またそんな風評を起こすような学校は困ります、本当は。それと、緑台の方におれば、緑台高校に入りやすいから、中学からずっと行くんだというような、これも、5%内だから別に良いじゃないかとおっしゃるかもしれないけど、こういう感覚をもって、進学とかあるいは学校を変えるというようなことになってくると。ちょっとそこに問題があると思うんですけどね。</p> <p>委員 ただ、高校の問題、住んでる住所で行きますので、今のところ。いくら緑台高校に行きたいからと言って緑台の中学に行っても、総合選抜には関係ないです。住んでる地域で振り分けられますので。</p> <p>委員 そんなことはないですよ。東谷から緑台に行く場合はパーセンテージ決まっています。</p> <p>委員 35%はそうなんですけども、今の制度では65%は住所...</p> <p>委員 変わったんですか。</p>
--	---

委 員	変わっていません。けども、住んでいる地域で分けられる割合の方が今のところ高いですから。ただ考え方としては、例えば緑台中学校に行けば、人数が少なく、十分に見ていただけると保護者の方が思っているわけですね、どうかわかりませんよ。もう一つ、地域から出たい、この学校に行きたくない、例えば明峰だったら小中高と同じ集団であがっていくわけです。例えば、いじめであるとかそういうのがあって、この集団の方から抜け出たいと。そういう気持ちもあって、そっちから校区のところに行きたくない。自分をたくさんの人たちと出会える機会も欲しいということで出られる場合もあるということで。一つ一つどういう事情か、それぞれの思いも違うとは思いますが、一概に出たいからと言って、わがままであるとかそういうふうに捉えるというのは、いろんな事情があると思います。
委 員	総合選抜というのは、住所によって決まるんですか。
委 員	今はそうです、65%は。遠い地域でも行こうと思えば、35%に入れば行くことができるわけです。これは非常に誤解がある。その学校に行けば、その高校に行けるといのは間違いなんです。
委 員	そもそも校区の5%とか、はじめ10%の提案がありまして、それで何故それがだめだと我々が考えたのかというのは、地域がガタガタになってしまうというのが根底にあるわけです。未だにその考え方は捨ててません。地域が学校を育てようという風潮が大分出てきているんです。地域の中をがちゃがちゃにして、自分の好きなところへ行って良いよという考え方は、今の段階では困るという感じです。ただ、今、小学校の子どもたちの危険を払拭ということで、安全制度がこれだけ浸透してきました。だからそういうときに子ども達に危険な道を通らせるのか、あるいは一人で通学させるのかというような問題も含めまして、一部考え方をもう一回整理し直さないといかんのかなという感じがします。ただ、言えることは、出て行く方に、歯止めをかけているのは、地域をきちっと整理しておきたいというのが大前提にありますから、私は、そういう意味では、パーセンテージが5%が良いのか7%が良いのかは別にして、ある程度きちっと歯止めをしといてもらわないと、地域がガタガタになってしまうというのが根底だと、私は理解しております。
会 長	全体として、今日も様々な方向での議論、やっぱり5%を設定した上で我々のこの制度は、非常に高い関心を持ち続けているという辺りに重要な意義が一つあると思います。

もう一つは、5%についての評価、そして制度原則の立て方については様々なご意見が出されていますが、我々は検証している5%の実態というのは、やはり引き続き関心を持って見ていくということで、こういうことができるのではないかと思います。

今日は、この提案について、いろんな意味での補足補強発言もございましたが、この提案の基本線は、3年になるところでもって、中間判断をした。そして、5年のところまで持って行って、全体としてよりトータルな評価につながっていくようにしたいと、こういうことであるというふうに思いますが。提案の趣旨は、いろんな意味で議論になっている部分もありますけれども、最初の部分及び点線で囲ってある一部改正によるルール設定部分、ここのは、3年目の中間検証の文章として、審議していただいでいかがでしょうか。というのは、中間検証であるが故に微妙な判断が文章になって、これが一つ味噌のところだと思います。

委員 いろいろな表現の方法がありますが、私の考えとしましては、制度の答申にありますように、5年で検証するという大前提を踏まえて、問題があるところが出てきたときに困るので、3年目にチェックしようというのが流れですから。そういう意味で、今3年目のチェックをしているところであって、それをしとかなないとあとで判断を間違えよという意図だと思いますので、この文章の表現方法というのは、私はわかりませんが、この趣旨で結構だと思います。

委員 先ほどのことにまだこだわるようですけど、これは35%だったらどこにいても希望したら入ると。今度は、この理由は、学校差、学力差を見てこういう理由をつけているわけでしょうかね。

委員 それは、違うと思います。中学校でも人数の差もありますし、それから部活動が盛んであるとか、いろんな選択肢があると思います。そのためのこれは5%なんです。学力だけの問題じゃないです。

委員 わかってますけれども、こういう理由、ちょっと腑に落ちないような理由も、すべてその他の理由として、5%あるいは7%内であるならば、OKなんですか。

委員 基本的な考え方としては、5%の中で自由を保障しようということです。それはどんな理由であっても構わないわけです。例えば、一部の人にはけしからんかもしれないけれども、より良い、例えば学校環境を求めて、あるいはこの学校が嫌いだということも構

	<p>わないです。それは個々の理由であって、それが故にストップをかけることは我々はないという約束です。したがって、教育委員会が個々に理由を判断して、認めることはやめよう。住民の方々の思いをそのまま生かせるような部分は生かせるような形にして行こう。だから結局、理由がけしからんと言われても構わないんです。極端な話。その部分について、本当に強くそう思われるのであれば、その範囲の中で、認める。それは我々が、理由がどうのこうと言うのはやめておこう。これは、理由でもって制限するのではなくて、数字でもって制限するという制度です。</p>
委 員	<p>そういう意味での、将来、考慮は、考え直しはしないと。</p>
委 員	<p>それはしないでしょう。5%の数字の面については、理由が何か、我々がこれは良い、これは悪いと判断をするということはよくないだろうということ...</p>
委 員	<p>原点に戻ったようなことを言っているのですけれども、小学校の場合だったら、安全であるとか近いとか。こういうのは大事なことだと私は思うんですけれどもね、理由の一つとして。ただ、あそこは荒れているからあんなところへ行くのは嫌だという理由と、違うと思いますが...</p>
会 長	<p>行政の側で、理由を点検して分類するという部分の仕事は、これまでもありましたし、今後も続きます。しかし、それとは別に、選択肢として、様々な個人差のみに合うという理由によって選ぶことも作らなければ、解決しない場合もあるという理解が、比率は言いませんが、この制度の重要なところなんで、それなりに重要な制度の意味づけをしていると思います。たぶん川西市教育委員会が、学校についてのすべての理由について全部点検したというか、正しく運用されていますというのではなしに、点検しない部分も設けて全体が正しく運用されていますというのが、私たちの考え方の基本にはあるんだと思いますけれども。もし諮ってよろしいのであれば、この提案の主たる部分について、中間点検として、この案を取り入れ、次の5年目の点検時期まで引き続き注視するということがいけませんか。今日のご発言は非常に多面的で、話の筋が見えてくるのかどうか若干最初心配しましたが、実は4つの方向での意見が、ある意味で空白の部分埋めるといって、あるいは補修しているという面がありましたので、私としては、もし今ご承認いただいたようなことで進めるのであれば、もしよろしければ、これで主たる議題については、承認したということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

委 員	承認前の話なんですけど、今承認いただきましたというのは、規則の一部改正、すなわち第7条、第9条の改正の件も含めて承認するかということでしょうか。
会 長	そのことについては、しかるべく議論がすべてありました部分をどうするかということをもう一回諮ろうと思っていますが。
委 員	議論では、そこに書いてあることはわかりました。今の皆さんの議論の経過の中でわかったんですが、9条の4項、5項の、それが多少文章としてもう少し整理するかなんか。3項まではわかります、ただいまのご説明を聞いて、わかりました。4項、5項について、今一つもう少し整理してもらったほうが、わかりやすいんじゃないだろうかという気がします。文言について。
会 長	どうでしょう。
事務局	今すぐというのは...
会 長	検討の余地があるというご指摘だと思いますが。
事務局	正直申し上げて、規則改正の内容について、審議会の方で、審議していただく予定にはないんです。いわゆる内容だけということ。ただ我々としても、正直言って、それが良い形で成文化されないと伝わりませんので、そういう部分で、ご意見をいただけるのであれば、こうすると良いよというのがあれば、参考にさせていただいて、その上で法制担当の方と、協議はさせていただけたらと思います。どうしても、我々も原案を作りますけど、法制担当のチェックが入りますので。我々も大分疑問があったりして、長い文を、ややこしくなるからということでもかなり割愛されている部分があって、法制担当としてはこう読めるからこうしましたという部分もありましたので...
委 員	何課と言うんですか。
事務局	担当課は総務部総務課になります。できましたら、具体的にこういうところがわかりにくいのでとご指摘をいただければ、我々も具体的な規則改正の作業に入ろうかなと。今回ご提示させていただいたのは、既に規則をご提示させていただいてますので、イメージとして、こういう形になるということで、とりあえず、総務課の方とは調整し

	<p>た文章にはしたんですけれども、こういう形になるイメージを持っていただくために、具体的に書いたという状況であります。</p>
委 員	<p>私が発言したのは、結論的に5%であれば、この運用は感謝している立場にあるんですけれども、規則とか規約とかは今おっしゃったように、国会でも国でも県でも市でも、いろいろ解釈上揉めないようにと思って、非常に複雑な言葉を使われるのは良いとして、それはそれとしてお任せするとして。実際に学校に流したりするときには、こういう普通のわかる日本語で、今回こういう点だけの変更して運用するからというふうな。僕はいつも絹一貫、米一俵と言うんですけれども、規約というのは大体絹の言葉で書いて、見たこともない人もいるので、その場合には、米一俵という表現で、今回これだけが変わりますよというふうな、通達と言うときには、少しは配慮した文章にしてもらわないと。これだけのメンバーで、これだけにおはについてわからんというのがあるんですけど、それ辺だけお願いしておいたら、私は結構だと思います。</p>
事務局	<p>今のご指摘については、とりあえず我々がまた書きますので、結果的に良い形になるかどうかは別なんですけれども、基本的には我々が今後この制度を運用していく教育委員会の立場としても、また学校にも理解していただくことも含めて、関係者には、いわゆる運用の手引きというのを配っております。必ず条文があって、条文の解釈上の問題、手続の問題ということを記録として留める必要があります。各条ごとの解釈文をつけて、そういう形でしますので、今後これが追加改正されれば、手引きも改正して周知したいと思います。</p>
委 員	<p>「委員会は、第7条第3項の就学希望者の希望校において、委員会が別に定める期日後に。」「期日後に」というのは抽選後ということですね。「後に受入可能人数に達したときは」。それまでは、受入れできなかったのが、あとに辞退者が出たりして、受入可能になった場合で、そして「当該就学希望者が希望することにより希望者数が受入可能人数を超えることとなるときは」。受入可能になった、期日後に。一方では、就学希望者が、受入可能になったから行けますよということで、どっと来たということですかね。それで、「就学希望者が希望することにより」。可能になったのだったらそういうことになるということはないですね。一人だけ空きができてきたり、辞退者があったというときが、これに該当するということですね。どういう状態のときのことを考えているのかということです。</p>

事務局	<p>具体的取扱いに戻っていただきまして、(2)の部分が規定上どうなるのかということ。 のア「繰り上げにより就学希望者となった者を含めても、受入可能人数を超えないときは、就学予定者として希望校を指定する。」とありますが、これについての追加規定はありません。この規定については、第9条第1項で「受入可能人数以下のときは」という形で読み込みました。今度 のイの部分で、繰り上げされたことによって新たに就学希望者に追加された者が、希望校の方に入れるかどうかの判断になったときに、その学校で、第4項で言おうとしているのがこの部分なのですが、受入可能人数に既に達していると。例えば、5人の受入枠に対して、一端5人枠一杯で確定している。そういう状況で、本当だったら新たには入れない。繰り上げによって、A校の就学希望者として加えられました。その希望者が加えられることによって1名増えました。といったときには、補欠として登録します。</p>
委 員	<p>「第2項の規定にかかわらず」というのが、それがあって非常にわかりにくいのですが、それを飛ばしたら「当該就学希望者を補欠として登録するものとする」となる。これなら、非常に良くわかる。第2項の規定というのは、読み直すと、「委員会は、希望者数が受入可能人数を超えるときは、抽選により当選者を決定し、当該当選者の希望校を就学予定者の就学すべき市立学校として指定するものとする。」。この2項の規定と「第2項の規定にかかわらず」というのがピタッとこない。</p>
事務局	<p>我々の意図としては、法制担当もこれがあるであろうと判断したのですが、受入可能人数を超える限りは抽選をするということになっていると。もちろん「期日以後に受入可能人数に達した場合で」という条件がかかっているのですが、必ずしも2項にはその時点では入っていないけれども、読んでいったときに、超えている＝抽選というのが確定されているのではないかと。それを無視しますよということが、規定上いるのではないかとという判断で、あえて入れたんです。逆に、おっしゃっていただいているように、「第2項の規定にかかわらず」ということがなくても当然でしょう...</p>
委 員	<p>当然でしょう。</p>
事務局	<p>という規定の読み方ができるということであれば、はずすことは可能です。それは、調整させていただきます。</p>
会 長	<p>規定の仕方の問題については、事務局が今考えていることは理解していただきました</p>

	でしょうか。
委 員	理解はしました。
会 長	「第2項の規定にかかわらず」という文言の部分をなくする、あるいは表現を工夫するというようなことも含めた対応ができるのであれば、承認ということになるわけですね。この預かり方でいかがですか。
事務局	全く問題ありません。
会 長	<p>どうしてもこの文言を入れておかないといけないという部分は、改訂説明とかいろんなところで済んでしまうと思うので、今そのものを受け入れて、ここを取るというだけでも行けると思います。</p> <p>「第2項の規定にかかわらず」という挿入分があるために、2項との関係がとても重要なことのように繰り返し出てくるというのも、これは文言としては入れなくても良いという理解もあり得るという答えもございましたので、この文言の調整ということは残るかも知れません。ただ、ここに書かれた説明と規定の仕方が、承認しがたいものであるという意見はどちらからも出ていませんので、文言の作り方の工夫の余地を残しまして承認ということで...</p>
委 員	もう一つ、第4項の規定で「委員会が別に定める期日後に」とあるのは、これは2月末ではないですね。第2次抽選の日ですね。2月末というのは、すべてが決まってしまうといけないですね。その辺もわかりにくい。「別に定める」というのが、何のことかわからない。
事務局	規定できないので...
委 員	規定できなくても良いけれども、説明できれば。
事務局	説明はできるんですが、「別に定める期日後に」という表現をすることによって、逃げたおかないといけないだろうという考え方なんです。抽選が起こるか起こらないかもどこの時点で判断できるかわからないので、その間に辞退が出てくるか可能性もありますし、どこで辞退が出てくるのかというのが不特定な状態なので、どこで達すると判断

	<p>をするのかということが微妙に変わってくるので、この「別に定める」と表現することによって対応できるであろうということです。</p>
委 員	<p>これは規則ですね。ということは、もしきちっと決めてしまうと、あと変えるときは大変な作業が必要だということですね。ということは、できるだけシンプルにしていだいて、こういう捉え方もできる、別の捉え方もできるというのは、規則としては良いものではないと思いますので、誰が見てもすぐわかるような形にしてもらって、その他の部分は補足説明みたいな形で、例えば要綱を作るとか、そうであれば臨機応変に説明を加えることもできるし、今後少し問題があれば、文章を変えて見直しをすることもできるし。そういうふうにしていただいた方が、わかりやすいかなと思いますけれども。この期日を、これだけでもいろんな取り方があるわけですから、これをすぐに規則にしてしまうというのは、少し厳しいものがあるのではと。これをすることによって、逆に首を絞めてしまうような気がするのですけれども。</p>
事務局	<p>最終結論ということではお話しはできませんが、危惧いただいている部分について、我々の考え方が正しいかどうかは別ですが、この表現は解釈が複数ないよという前提で作ってはいるのですが。なかったら解釈で誤解される可能性があるという思いがあったので、この表現としたのですが。逆にかえって、解釈ができないという判断があって、法制担当も了解できるということであれば、改正の余地はあります。解釈に委ねたくないというのはあるんです。「別に定める期日後に」という言葉を明確に書けば解釈に委ねているわけではないのですが、複数の解釈を避けたいという最初の危惧があったということです。</p>
委 員	<p>この期日に名前は付かないんですか。</p>
事務局	<p>名前を付けられなかったので、こうなったのですが...</p>
委 員	<p>名前を付ければはっきりすると思います。</p>
委 員	<p>例えば、送り出し抽選後と呼ぶとか、少し括弧の中に入れてもらってやると随分違うと思います。それでやっていくと、期日というのは、受入れ後抽選日の後とか。 今ここでどうのこうのとできないので、もう少し柔らかい表現と図示を示すなどしていただいて、説明は平易にさせていただくということをお願いします。</p>

審 議 経 過

No. 29

会 長	軟らかい表現と命名、使う言葉を運用して、明快になるように工夫してもらおうということ。
委 員	柔らかいというよりもはっきりと。
委 員	あとは決めてもらったら、会長と...
会 長	今提案がありまして、一定の改善の必要がある、しかし委員会を開催して議論及び確認するものではなく、会長一任という形で処理可能であるけれども、ということについて、いかがですか。
事務局	問題ありません。いずれにしても今度は答申を作成しないといけませんので、次回3月6日に答申案についてご審議をいただく形になります。その時点で、ご指摘いただいている部分について整理ができるようであれば、事前に会長と調整させていただいた上で、お示しできる可能性はあるかと思えます。もし間に合わなければ、会長とだけとさせていただきますかともわかりません。
委 員	今の規則というのは全文をいただけますか。
事務局	全文は、第1回目の審議資料でお渡しをしておりましたので、今回はあえてはお配りをしていなかったのですが。
委 員	わかりました。
会 長	今の説明と、会長にという判断でよろしいでしょうか。事務局と相談の上、やらしてもらいたいと思います。 今日は、長時間ありがとうございました。とても充実した内容であり、かつ明快な方向性を出していただきました。ありがとうございました。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。